

- 3 (民主的手続の保証) 資料の公開は、それら資料の科学者による民主的な検討が保証され、またその意見が自由に一般に伝えられることが前提となる。研究・調査及び発表の徹底した民主的手続が保証されなければならない。
- 4 (相互信頼の確保) 最近における諸事態の教訓によって、国民と科学者と政府との間に相互信頼を欠く場合には、決して正しい問題解決のあり得ないことが明らかになった。その観点からも常に民主的手続を貫ぬくことによって相互の信頼が確立されなければならない。
- 5 (核兵器全廃への努力) 核兵器の存在が、常に、原子力の安全について国民の信頼を阻害している要素の一つとなっていることは否定できない。現在、人類の生存そのものを脅かしつつある核兵器の問題から眼をそらすことなく、核兵器の実験、製造、貯蔵そして使用の全面禁止、核兵器全廃のために、更に一層の努力を払わなければならない。

我々は、ここに、政府が、原子力の安全問題について、常に上記諸原則にのっとって問題に対処することを要望する。かつ、その精神に基づいて、安全審査体制を含めて、原子力安全の全般的な課題解決のため、日本学術会議の協力を求められることを勧告する。我々は、広範な科学者と結びついて、政府の要請に対し、全面的に協力する用意がある。

9-67

総学庶第1830号 昭和49年11月20日

内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣
自治大臣、科学技術庁長官
人事院総裁

} 殿(各通)

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：国立大学協会会長、公立大学協会会長、私立
大学懇話会長、日本私立大学協会会長、
日本私立大学連盟会長

国立・公立・私立大学研究・教育者の給与その他
研究・教育条件の大幅改善とりわけ格差是正につ
いて(要望)

標記のことについて、本会議第6回総会の議に基づき、下記のとおり要望します。

記

本会議は、昭和48年、49年の両年にわたって全国の国立・公立・私立大学研究・教育者の給与その他の研究・教育条件の実態調査を行った。その結果、全体として大学研究・教育者の月々の給与及び年収は民間企業労働者のそれと比較して著しい遜色がある等、社会的にみて依然として極めて低く、その上、国立・公立・私立大学間及びそれぞれの中においても研究者の待遇面に格差があり、とりわけ、公立並びに私立の諸大学の内部には質的な意味さえ持つと言ってよいほどのはな

はだしい格差のあることが明らかになった。

このことは、我が国における研究・教育諸機関に優秀な人材を確保し、科学研究と教育・文化の発展を期する上からして極めて由々しい事態と言わねばならない。

加えて、近年の異状な物価騰貴は、勤労者一般としての日常生活面についてはもちろん、研究・教育者については実験費、図書購入費、研究費等研究・教育諸条件に大きな打撃をもたらすこととなり、今や研究・教育は危機的状況に追い込まれている。もとより、国立・公立大学においては、毎年人事院又は、人事委員会等の勧告を受けてある程度の給与の改善が行われており、また、私立大学についても日本私学振興財団法に基づく国費助成のみちが講じられているというものの、いずれも上記調査結果においても明らかなように、これら大学教職員の給与改善については決して十分ではない。

また、大学進学者の増加にかかわらず、いわゆる総定員法による定員管理政策や地方自治体ないし私学の財政難、経営難から必要な教職員の確保が抑制され、この面からも研究・教育者の負担の増大、研究・教育の困難がもたらされている。

以上のような状況にかんがみ、国立・公立・私立大学における研究・教育者の給与その他の研究・教育諸条件の抜本的改善のためには必要な措置を公立・私立大学に対する格差是正のための国費支出の大幅拡充をふくめて緊急に講じられることを要望する。

(説明)

日本学術会議は、科学者の待遇問題委員会において、昭和48年、49年の両年にわたり、全国の国公私大学142校について教員の待遇問題に関する調査を行い、約4分の3にあたる107校から回答を得た。その集約・分析の結果は添付してある報告書のとおりであるが、この調査結果と同委員会主催の科学者の待遇問題シンポジウムにおける報告等によつてみると、次のようないくつかの特徴が指摘されている。

- (1) 賃金のみならず、その他の研究・教育諸条件も全体として低い。特に賃金は民間企業のそれと比較して極めて低いことが知られる。例えば教授・助教授・講師・助手ごとに、かつ、設置主体別にそれぞれの最高賃金を民間（昭和48年4月の人事院調査）と比較すると、いずれも金額は民間に及ばず、特に助手から教授へと進む過程で、すなわち年齢上昇につれて一層その格差は増大している。私立大学の場合をとつて、昭和42年と48年のそれぞれの対民間企業格差を比べると、ここでも格差拡大の傾向が指摘される。また、昭和47年賃金構造基本統計によつて民間の企業規模別の賃金と比較すると、大学教授の平均賃金は大企業（従業員1,000人以上）の高専・短大卒の課長クラスと、大学助教授のそれは大企業の大学卒係長クラスと、講師は規模100人～499人の企業の短大卒課長クラス、助手は同じく100人～499人規模の企業の短大率係長クラスと、それぞれ同程度にすぎず、特に助手初任給は大学院修士課程修了者の場合でも、平均して民間の大学新卒の技術員ないし事務員の初任給のいずれにも及ばないほどであり賞与に至つてはさらに民間企業との格差は増大している。また医学部の医師免許を有する研究・教育者の待遇が国立病院等の医師に比して著しく給与が低いことも問題である。
- (2) その上、給与については、国公立内部での格差もあるが、私立大学間の格差は極端である。また、公立でも他の諸条件ともどもとび抜けて悪いものも散見される。

私立大学の給与の高い所では、文科系のみの大学とか、教員1人当たり学生数の多い所が目立つというように、それだけ教員負担も高くなっている。実質的にみて賃金がよいとはいがたい。

また、私立大学は、国立又は公立に比して、全体として高齢化が著しいが、給与は、逆に低い大学が少なくない。

- (3) ちなみに学生の定員・実員比率では、国立の57.1%が定員未満にあるのに対し、公立では定員の1倍以上2倍未満が91.7%，私立では2倍以上が32.9%で最高3.6倍といふものがある一方最低は0.6倍と、私立でのばらつきの著しいことが目立つ。この場合私立での定員未満は国公立でのそれと全く意味が異なることに注意する必要がある。そしてそこでは、諸条件が極めて悪い。
- (4) また、助手を除いた教員1人当たり学生数は国立が概して10人前後、公立が10～20人であるが、私立は最低4.1人から最高102.1人までさまざまである。また、国立では地方大学が多いこと、公立は国立に比しへらつきの幅が大きいこと、私立は70人以上というものが少くない一方では5.9人とか8人とかいう過疎校もあること。全般に学部別では医学部は1けた、工学部は10～20人と文科系より少ないが、私立の工学部では50～70人の例も多いこと、法、経、教養部が国立・私立とも多いこと（教養部は国立で3～50人、私立100人以上）等が指摘される。
- (5) その他の研究・教育諸条件についてみても、とりわけ近年の異常な物価上昇の中で図書費・実験費等の高騰も研究と生活を圧迫するものとなっていることは周知のところである。特に自然科学系の場合、早くも8月中旬に今年度の教官研究費が底をつき今後の研究に著しい支障をきたしている事例もあり、また、研究業績の発表にも投稿料の自己負担の異常な増大が研究意欲を著しく阻害するに至っていることも看過できない。自由な研究を保障する経常研究費の伸びが物価の伸びに追いつかず、プロジェクト研究の比重が増大することも学問研究の自由の上から問題であると指摘されている。いわゆる総定員法や定数条例あるいは私学財政の困難による大学における研究教育要員の不足、とりわけ研究補助職員の不足と待遇の劣悪さも問題とされねばならない。非常勤講師の待遇にいたつては一層劣悪であることも指摘されねばならない。

9-6-8

総学庶第1832号 昭和49年11月20日

内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、
厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣、
運輸大臣、労働大臣、建設大臣、
自治大臣、科学技術庁長官、環境庁長官、
国土庁長官、文化庁長官

} 殿（各通）

日本学術会議会長 越智勇一

開発に関する事前評価について（申入れ）